

ID: 273

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町道路部分改良事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成25年条例第39号		
<p><b>【根拠条文】</b> (分担金の徴収) 第3条 分担金は、道路改良事業の施行により、受益者から徴収する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の額) 第4条 分担金の額は、当該年度ごとに当該事業費に1/2を乗じた額とする。ただし、当該事業において関係地区が複数あるときは、各地区が受ける利益を基礎として按分のうえ各々負担する。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日